

VFM・リスク分担ワーキンググループ 第1回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

VFM・リスク分担ワーキンググループ（第1回） 議事次第

日 時：平成 25 年 12 月 19 日（木）15:00～16:29

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 4 階 4 4 3 会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) VFM・リスク分担の検証・見直しについて
- (2) 今後の進め方について
- (3) その他

3. 閉 会

○山田企画官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第1回「VFM・リスク分担ワーキンググループ」を開催いたします。

事務局の内閣府民間資金等活用事業推進室の企画官をしております山田と申します。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、12名の構成員のうち8名に御出席をいただいておりますほか、N専門委員にもこの後御出席いただけると伺っております。

なお、F委員におかれましては、所用により30分ほどで御退席されると伺っております。

それでは、以後の議事につきましては、根本座長により進めていただきたく存じますので、よろしく願いいたします。

○根本座長 それでは、議事に入らせていただきます。これはワーキンググループなので、ざっくばらんにいろいろ意見を出していただき、今までの延長線上で物を考えないという前提で議論したほうがいいと思います。今よりPFIを進めようという共通の認識のもとでやるわけですので、今までどおりのことをやっていたら進まないのは当たり前で、ゼロに戻すぐらいの思い切った御提案というか御発想をお願いできればと思います。その中で最終的に、「そうは言っても」という部分はあると思いますが、最初から「そうは言っても」で始めると議論が活性化しないだろうなと思いますので、ぜひその辺の踏み込みを期待したいと思います。

事務局のほうで資料をつくっていただいております。フリーディスカッションをしたいので簡潔な説明をお願いします。

○山田企画官 それでは、事務局で準備いたしました資料について、一通り御説明させていただきます。

まず、資料1でございます。

こちらは、VFM・リスク分担につきまして検証・見直しということで、私ども事務局なりに考えていることをしたためてみたものでございます。

まず「1. 現状認識」ですが、参考資料2、3にもありますとおり、アクションプランで今後の10年間の規模が示されているということと、事業の種類としても新しいものが示されているということで、それをどうやって取り組んでいくのかといったところが重要になってきます。その中で、新しい類型についてもVFMの評価や、あるいはリスクの整理・分担をどうやっていくのかといったところを検討していく必要があるのではないかと、私どもの発想の出発点でございます。

では、論点としてどんなことが考えられるのかということで、これも私どもなりにしたためてみたものでございます。

幾つかに分けて考えておりますが、まず、VFM・リスクに通底して共通して言えるようなことを「(1) 総論」としております。

まず、問題認識とかニーズというものを、管理者あるいはその事業者それぞれのプレイヤーの立場で把握していく必要があるのではないかと、国内外の既往の事例に照

らして議論したほうがやりやすいのではないかということ、あるいは現在、ガイドラインがありますが、それが実務とかけ離れてしまっていないかどうかということなどを考えております。また、アクションプランで示されている類型、独立採算型とか収益施設等のあわせ技のようなものがありますが、そういったものがガイドラインで十分読み込んでいるかどうか、あるいはVFMとリスク分担の間にトレードオフ関係があったとしたらどうなのかとか、そういったことも総論として考えているところでございます。

2枚目にいきますが、今後国だけではなく、地方公共団体においても事業を進めていただく上において、国の事業と違う点とか同じである点も整理しておく必要があるのではないかと考えております。

2つ目として、VFMに関係したものでございます。

枠囲みの中は、推進委員会で既にお示ししている主な論点ですが、少しこれを掘り下げてみて枠の外に書いているところがございます。例えばVFMの源泉、これは過去にも御議論いただいた経緯がございますけれども、改めて認識する必要があるのではないかとこととか、あるいは今の計算方法であるVFMというものがどういうふうに認識されているのかとか、VFMと一言で言っても、誰の目から見たときのVFMなのかといったことであるとか、現行の計算方法である、使っている中のPSCについて工夫の余地があるのではないかとこととか、要求水準との関係がどうなのか等といった論点があるかと思っております。また、VFMにはコストダウンの部分とバリューアップの部分があるのですが、後者の部分をどのように定量化していくのか、あるいは今の手法以外に新たな事業類型を評価する方法として、全く新たな方法というのものもあるのかもしれないということも議論の余地があるのかということでございます。

収益施設併設型については、本体事業と付帯事業をあわせることによる相乗効果の部分というものも期待されるわけですが、期待される部分をどう評価するのかとか、現行でVFMを計算することが義務づけられている特定事業を選定するとき以外のVFMの使い道というのはどうあるべきなのかとか、手続の簡易化について、また別のワーキンググループが設置されているわけですが、そちらとの関係はどうなるのかとか、民間提案制度とVFMの関係等についても論点としてあり得るのではないかと考えております。

3つ目としまして、4ページですが、リスク分担に関する論点のたたき台でございます。

同じように、枠囲みの中に推進委員会で示している論点を改めてお示した上で、その下にいたしました。

これも新たな類型としてアクションプランで示されている独立採算型であるとか、収益施設にかかわるものの場合、どのようなリスクを想定しておくべきなのかということであるとか、不可抗力の定義の問題はどうであるか、期間中に政策や制度が変わったときにどう対応するのか、収益施設併設型の場合の本体事業と付帯事業との関係、ウォールの立て方に関する議論などです。民間の場合も事業者と投資家それぞれ立ち位置が異なるかと思

いますが、それぞれが持つ目利き力とかりスクの管理能力というのをうまく使っていくための仕組みというものがいかにあるべきなのか、そういったことが論点としてあり得るのではないかと考えているところでございます。

続きまして、資料2でございます。

これは、このワーキンググループの今後の進め方について、こちらも案としてお示しする次第でございます。

「2. スケジュールの例」と書いておりますが、まず、今日キックオフをさせていただいて、いただいた御意見をもとに論点整理をして、その論点を裏づける上で例えばゲストスピーカーにいろいろ話をお聞きしたり、今あるガイドラインの検証を行うことを考えております。それから、実際の事例に当てはめたときに何が言えるのかというケーススタディをそれぞれ進めていきたいと思っております。

必要に応じて総合部会に報告を行ったり、あるいは推進委員会で取りまとめを行ったりといったこともあり得るか、考えておるところでございます。

ここからは事前に委員、専門委員の皆様方から御意見を頂戴しているところでございます。後ほど、今日御出席いただいておりますV専門委員、F委員からは直接御発言いただく機会もございますので、ここでは本日御欠席のT専門委員御提出の資料3-2について御紹介したいと思います。

T専門委員からは、大きく2つに分けて意見をいただいております。

1つ目としまして、まず前提条件として課題を絞り込んでおくべきではないか、過去の検討成果との関連がどうなっているのか、あるいはPFIを進めていく上でのVFMをどう使っていくのかといったことについて、まず前提を整理しておく必要があるのではないかと御意見です。

2つ目として、これは実際のプロジェクトの中で運用していく上での課題として、PSCであるとかPFI-LCCについて、あるいは先ほどアクションプランの関係で申し上げましたが、収益施設の収益について御意見をいただいております。

参考資料を4つつけておりますが、まず参考資料1はメンバーの御名簿、参考資料2と参考資料3がアクションプランにかかわるものでございます。参考資料4として、先日の委員会でお示しいたしました「主な論点（たたき台）」をつけております。

以上、資料の説明とさせていただきます。

○根本座長 それではF委員、お願いします。

○F委員 資料3-3でございます。

先ほど御説明いただきました資料1、それを見ながら書かせていただきました。資料1も大変よく課題を挙げていただいていると思いますが、それに対して少しだけコメントをさせていただきたいと思っております。

まず「1. 現状認識」ですが、ここではアクションプランでは新しいアイテムが掲げられており、新しいアイテムに対して検討するようなイメージをあたえますが、本来サービ

ス購入型の PFI 事業における見直しというのも忘れてはいけなと考えますので、それがわかるような形で位置づけていただければありがたいと思ひます。次に「2. 想定される論点（たたき台）」ということで「（1）総論」のところでござひますが、資料1にも書いてはあるのですが、これまで特定事業の選定のときには必ず VFM は算定してきてはるのですが、それも実態がどうなっているのかというのは半分わかっていて半分わかってはるのかもしれないかもしれません。だから幾つかの計り方があるような感じがしなくもないのですが、その実態というものをもう一回調べ、そこから課題を見ていくというほうが、レビューとしては重要ではないかと思ひます。

ですから、建設費用などの削減はあくまで目標値が設定されているような感じで、それがどこまで本当の意味での VFM を決めているのかというの、少しわからなところもあります。しっかりやっておられるところもあるかと思ひますが、その辺について実態はどうかというのをまずは見ていければと思ひておひます。

2 番目ですが、これは独立採算型の話が入ってきてはるますが、独立採算型というの完全独立採算というような形のことは本来あり得ない話ではないかと思ひておひます。全く入らなものは民間事業になってしまひますので、そういう意味では何らかの形の公的補助が出てしかるべきだし、インフラとか公共施設というの外部効果があるわけですから、それに対しての公的負担があつてしかるべきだと思ひます。その公的負担というものをその位置づけの中で、公的負担のマネーに対するバリューという見方が一つあるということで、独立採算型についても VFM の基準みたいなものをここで議論することは必要と考えおひます。

「（2）VFM について」ですが、主な源泉はリスクの適切な移転であるという形になるかと思ひます。

しかし、リスクは本来変動するわけで、起こつたり起こらなかつたりします。ところが、今までの VFM は 10% とか確定値が出てくるというの、違和感があります。それこそ PSC も変動するだろうし、PFI-LCC も本来は変動するはずだと。その中で PFI により適切にリスクが移転されたなら財政支出のばらつきがかなり小さくなるはずだ。それ絵を書いたのが次ページだ。この破線のところが従来型でやつたときはリスクを全部抱き込むわけで、場合によっては右の裾野みたいに財政支出額が飛び出ることもあるだろうと思ひます。ところが、PFI にすればその範囲においてはあくまでも民間のほうに動かしますので、財政支出としてのばらつきは、これが逆の意ですけれども、狭まる可能性が高くなります。従来言われている VFM はこの平均値、あるいは期待値の差を指して PFI のほうが下がるという議論だ、もう一つはこの財政支出の確実性という形でも捉えていく必要が本来あるべきではないかと思ひてはる。

もう一つは、2 番目でござひますが、VFM は本来、財政支出額に対する指標と考えおひますけれども、これまでは従来型であろうと PFI であろうと、いわゆる経済便益などは同じだと、経済費用も同じだという前提で財政支出額だけの削減を見てきたのだと理解してはる

ます。しかし、インフラ絡みの事業になってまいりますと、いわゆる外部効果、利用者以外に及ぼす地域開発効果みたいなものが大きいわけですから、その社会的便益をどういふふうにはステークホルダーに分配するのかというところも見ていく必要があるのではないかと考えます。

例えば料金で回収する度合いが高過ぎた場合、当然料金が高くなったら利用者が減るわけですから、そうすると社会的便益は減ってしまいます。ですから、適切な利用者の分担と、公的負担という割合を考えていくということが、特に外部効果が大きい場合は重要な視点になってくるかと思えます。

次のページに表がございますが、この表の上のほうがいわゆるステークホルダーとして事業者、融資者、利用者、社会、地主及び政府と分けております。表側は経済、財務項目という形になってまいります。右の下の隅に 60 と書いておりますが、ここはいわゆるこのプロジェクトを実施したときの総便益から総費用を引いた純現在価値と呼ばれるネットプレゼントバリューが出てきますが、これを適切に利害関係者すなわちステークホルダー間に分配するということが本来必要であると考えています。

その中の 1 つの、政府の欄のところの支出額が従来型と PFI でどれぐらい差があるのかというのは、狭い意味での VFM という形になるかと思えます。

ですから、こういうのをどこまで、技術的な話をどこまでできるのかはわからないのですが、そういう視点をどこかで持っていきながら、あるいは必要に応じたそういう技術的な話も何らかの対策をとるようなことも、本来は考えていってしかなるべきなのかなと思えます。いわゆる費用便益分析のマニュアルというものは、いろいろなところから出ていますので、それに匹敵するような形でこういう視点からの分析というものも考えていく余地はあるのではないかと考えています。

「3. リスク分担について」ですが、これは前からこの委員会でも申し上げているのですが、リスクを明確に捉えないことが一番問題だろうということです。そのリスクを明確に認識する手段として、いわゆるリスクワークショップというものが掲げられてはいるのですが、我が国においては余り実績がないと認識しております。ですから、そういうリスクワークショップを推奨するということがガイドラインに盛り込むとともに、どうやったらいいのかという、その指導書的なものを作成するというのも一つのあり方と考えております。

ということで、とりあえずの御提案ということでメモを提出させていただきました。

○根本座長 ありがとうございます。

それでは、V 専門委員お願いします。

○V 専門委員 資料 3 - 1 を御覧ください。

まず、2 ページ目の最後「10. その他」を御覧いただきたいのですが、このワーキンググループの目的や使命ということで書いてございますが、今回のワーキンググループの使命は、PPP・PFI、特にアクションプランで盛り込まれた新しい 4 類型を推進するためのガ

イドライン等の見直しがこのワーキンググループの使命ではないかと私は解釈しております。このためにはワーキンググループにて議論を深め、各ガイドライン等の全面にわたり必要と思われる見直しを行う必要があるのではないかと、そういう問題意識と言いますか認識を持ってしまして、資料3-1中の1~9というのは主にリスク分担のところなのですが、こういう観点に立つと、こういう問題があるのではないかと、というものを列挙しております。

一番上に戻っていただきますと、4類型と言っても、具体的に検討が進められているのは主にコンセッションで、コンセッションにつきましては、国土交通省が推進している国管理空港のコンセッション、それから関空、伊丹という問題があって、そこでは国土交通省から基本方針と言われているものと、それから仙台空港を念頭に置いた基本スキームというものが既に示されています。

その内容を見ますと、内閣府のガイドラインと符合しているところもあるし、整合がとれていないところもある、実務的にはこのままだちょっと推進するためには障害になるのではないかと、というところが見受けられましたので、そういうものをベースにして以下の項目を挙げてございます。詳細についてはまた別の機会にさせていただくとして、項目だけ御紹介しますと、まず1番目が、これは空港を念頭にしておりますので、事業用地内における民間事業者による自社（自主）事業をどの程度自由とするか、という論点でございます。

表のまとめ方としては、その次に私案と書いてありますが、これは私の考え方です。それに対して仙台空港基本スキームではどう表現されているかということをご参考次に置いております。可能な限り、以下同じような作り方をしています。

論点だけ申し上げますと、2番目が「事業用地外における民間事業者による自社（自主）事業をどの程度事由とするか？」。

3番目は「事業用地内の民間施設（空港におけるTB、駐車場などの空港機能施設）の取り扱い」というものがございます。これは空港特有ではないのですが、空港にはかなり大規模なものが想定されていまして、これはターミナルビルだとか駐車場などとされています。

そういう公共施設等という、もともとのインフラ系のものに加わって、民間事業者が所有することになりそうな民間施設、こういうものの取り扱いが論点としてあるのではないかと考えております。

「4. 民間事業者の法的性格」ということで、どういう組織体がふさわしいのかということでございます。

「5. 民間事業者の所得への課税」ということですが、PFIあるいは特にコンセッション事業を政策的に後押ししようという場合には、仮に会社法の会社を想定すると、会社単位で納税して配当を配ってそれに課税されるということですので、投資的には魅力が乏しくなるのではないかと思います。現行法はこうなっていますからそのとおりなのですが、

例えば REIT におけるような何らか課税を軽減する仕組みがあれば投資を促すことができるのではないか、そういうことを申し上げています。

それから「6. 不可抗力事由による解除」です。特に、仙台空港の基本スキームは、不可抗力事由によって解除になった場合に、既に支払った運営権対価は返還されないというふうに読めます。そうすると、これは民間事業者としてはかなり痛手といいますか障害になり、特に民間事業者に融資をしよう、投資をしようとする方にとっては致命的なものになるのではないか、そういう意味で論点を挙げております。

7番目は、同じ不可抗力ですが、施設が毀損した場合に復旧をするのかしないのか、復旧のコストを誰が負担するのか、そういう問題です。

8番目は、コンセッションがまだ何も始まっていませんので、ほとんどの人が事業終了時のことを余り想定していない、議論も深まっていない、ただ、それでは恐らくスタートもできないのではないかなと思いますので、そういうものを先取りして議論する必要があるのではないかと考えます。

「9. 契約解除の際の損害賠償」ですが、これは内閣府のガイドラインで公共用地の補償基準を適用するということなのですが、土地収用で実例があるものはわかりやすいのですが、コンセッションという新たな事業の中でこういう基準だけで本当に耐え得るのかと、そういう論点でございます。

これ以外の点が、仙台空港基本スキームで、公共施設等について瑕疵担保を一切管理者は負わないというふうに書いていますが、それで本当に大丈夫なのかと思います。いずれにしても10の論点から例示的にこういう論点を挙げさせていただきましたので、皆様からも御議論いただいて、論点を増やすとか削るとかが必要かと思っています。

以上です。

○根本座長 ありがとうございます。

それでは、これからフリーディスカッションをいたします。

御意見をお聞きしていて、V 専門委員からお話のあった、このワーキンググループのミッションですが、限定的にあるところに絞るとかそういう話では多分なくて、一応4分野が出ているわけですが、4分野ごとにVFMがあってリスクがあって、マトリックスがあるようなイメージで、その中を埋めていくという感じかと思います。

その4類型がサービス購入型の一部しか入っていないので、F 委員が言われたように、いわゆる延べ払い的なものも入れてもいいことにすれば、全ての意見を取り入れることができます。あるカテゴリーに固有のものもあれば全体にかかるものもあり、その辺の仕分けは最初からここだけやってくださいという話ではないです。そういう理解でよろしいですか。

○山田企画官 おっしゃるとおりです。

○根本座長 できるだけ幅広く意見を出していただいて、その4類型に限らず、既存の部分も含めてこの機会に議論しておきたいということであれば十分に対象になると思います。

それで宜しいでしょうか。

○山田企画官 はい、ありがとうございます。

○根本座長 その上での話ですが、VFM、リスクというのが一つのワーキンググループにまとまっている理由というのは何かあるのでしょうか。

○山田企画官 大きく分けると2つ理由があり、1つはVFMとリスクはトレードオフ関係がありそうだということが、事務局で話をしている中で出てきたということと、もう一つは、ワーキンググループの数が増え過ぎると、なかなか議論を取り扱うのが難しくなるのではということがありまして、ワーキンググループの数として2つないし3つぐらいが望ましいだろうということから発想しております。

したがって、議論の内容が必ずしもVFMだとかリスクにとどまらない場合も出てくるかと思しますので、その際には、ほかのワーキンググループにもその情報を共有して、事務局としても情報共有ができるべく努力していきたいと思っておりますので、忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。

○根本座長 VFM とリスクというのは関係あるかもしれないですが、本来は違うものですね。わかりました。

それでは、個別の論点を掘り下げる前にいろいろ論点を出していただくという趣旨で、お一方ずつ、まず先に話をさせていただければと思います。ではC委員から、順番で回していくという感じでお願いします。

○C委員 1つ目として先ほど御指摘があったように、例えば仮にこういうコンセッションを普及させていくときに当たって、特別措置は永遠に続けるものではないけれども、スタートアップとして何らかの租税上の措置というものは必要なかどうか、特に、今までやったことのないことですので、民間事業者としてもいろいろとリスクがとりにくいところがあると思います。それは事業者だけではなくて出資者のほうも同様だと思いますので、ある意味ベンチャーキャピタルに対する出資みたいなのところもあると思うのです。だから、ある一定期間限定せざるを得ないと思うのですが、やはりスタートアップのところはどういう税制措置をするか、出資者に対してどういう税制措置をとるか。

それから、配当にかかわる話がありましたが、いわゆるSPC、エンティティーなので二重課税に、収益と配当段階とで法人税がかかってしまいますので、ここをどうするか。SPCをパススルーみたいな導管として位置づけるかどうか。そうやれば法人税、配当のところは除けます。その辺の税制措置をどうするのかというところと、そのあたりは考えてみる価値はあるかと思えます。

もう一つ、これは私もよく頭の中で整理がつかないのですが、VFMを考えていくときに、もう一方では会計があります。公会計とか企業会計それぞれ、そちらとの連結というか、VFMで推計したいろいろな収入やキャッシュフローというのと、公会計上推計されるそういう資産、例えば資産価値とか、こういったものが違っていたら全然意味がない。特に不動産はやはり大きな、公共部門から見れば一つの価値、資産です。今、公会計の議論も一

方ではありますので、それとこういう PFI などを進めたときに、地方公共団体の立場になったときとか、こういう自分たちの持っている資産を PFI として出したときにその価値はどうなるのか、資産価値はどうなるのか。これは何らかの整理はあっていいのかと思いました。

以上です。

○根本座長 1 点目はコンセッションとか独立採算のようにハイリスク型に対する租税特別措置の話でしょうか。

○C 委員 ハイリスクだろうと考えるならば、それに対して、例えばエンジェル税制とかであれば、要するに出た損失の一定割合を所得から全部控除してあげるとか、あるいは出資金の一部を今年度の所得から控除してあげるとか、そういった措置はありますね。投資家に対する一つの誘導措置にはなるかなと思います。

SPC は、PFI の場合でも法人税の対象になるのであるから、1 つのやり方は、普通に法人税を支払って配当の段階で配当所得税が課税されるわけですけれども、SPC を 1 つの導管というふうに考えれば配当は早期に算入されるので、それと二重課税にならないという考え方があります。

○根本座長 ありがとうございます。

A 委員、どうぞ。

○A 委員 今、C 委員がおっしゃったところにつながるのですけれども、PSC などを算定していく上で、まず公的組織がそういうデータを正しく集計できるような帳簿体系に余りないのではないかとこのところに問題があるかと思っています。この辺の整理、大きな問題ではありますが、何とかしていかなくてはいけないのではないかと思っているところでございます。

以上です。

○根本座長 それは全体にかかる話ですかね。今までもあったのだという話になりますか。

○A 委員 そうですね。今までももちろんあったと思います。

○根本座長 今までもあったけれども、さらにそのリスクが民間にシフトしてくるとなると一層データを正しく集計する必要があります。

○A 委員 その事業を推進していくために、その事業にかかわる資産の、例えばコストを正しく集計できているのかどうか、そういうところが PFI を採用できるかどうかの判断の入り口のところで正しく計算できていないのではないかと思っているのです。

○根本座長 それは、そもそも会計データだけではないですね。

○A 委員 そうかもしれません。

○根本座長 わかりました。

では、L 専門委員どうぞ。

○L 専門委員 先ほど、根本座長からマトリックスで考えたらいいのではないかというお話があったのですが、私もどの類型の話をしているのかがわからないと、お互いきちんと

認識を持ってないので、どの話をしているのかを明確にして議論したほうが良いと感じております。

4 類型のうち、最初に従来型の PFI に関する今の VFM のガイドラインやリスク分担のガイドラインに関して感じていることを申し上げますと、まず、リスク分担のガイドラインに関しては、実務的に今どこまで活用されているかという、実は余り活用していないのかなというところがあると思います。一方、せっかくの機会なので今、実際にやはり従来型ということで進めている事業がたくさんあるわけですから、そういったところでリスク分担の中で特に問題になっていることを官民双方から出していただいて整理すれば、おのずと優先的に変えていく部分は見えてくるのかなと思っております。

私自身が直接かかわっているところで申し上げますと、事業が始まってから一番もめるのは法令変更の対応と思っていまして、例えば配当みたいなものが後から出てきたときに、それは官がどれだけとっていいのか、民はどれだけとるのかとか、あと、土対法の関係で、いろいろと工事費が大きく変わるといことがわかってきました。それは民間側の考えてきたことの影響も若干あり、そういうのはあるとは思っているのですが、余りにも細かい話になってくるので、従来型についてリスク分担のガイドラインで見直すべき大きなポイントがどこまであるかというのがわからないのですが、これは事例をベースに調べていったら見えてくるのかなと思っております。

一方、従来型の VFM のガイドラインに関しては、まさしく先ほど U 専門委員からのペーパーなどもありましたけれども、今一度 VFM の源泉とは何なのかをしっかりとったほうが良いのではないかと感じております。

続いて、実際には推進しようとしているのが独立採算とか収益付帯ということで、結構今日の事務局の資料では独立採算と収益付帯というのが大きく掲げられていると思うのですが、特に独立採算ということに関しては、これも羽田空港みたいな事例をもとに検討して少し議論していったらいいのではないかと思います、事業の規模、施設の規模を誰がどういう形で決定するのかというところが一番大きいかと思います。VFM に関してもリスクに関しても大きいかと思います。

コンセッションに関しては、今、検討中のものがあるので、それを材料にしていろいろ議論、個別に論点を設定して議論していくほうが効果的かと思います。

収益付帯のところは、VFM にしろリスクにしろ、しっかりこれもテーマアップして議論したいと思っております。今までの PFI 事業で付帯事業というのは本体事業とリスクを分離し、VFM にしろリスク分担にしろ、それを前提としたままでずっと組み立ててきたようなところがあると思っており、それを公的財政負担削減というのを少し意図して融合していくという方向なのだろうと思っております。その場合に当然それが目論見どおりにいかなかったときにどうするかとか、そのときに VFM というのは将来的にどう検証していくとか、派生していく課題は少し考えただけでも相当たくさんあると思うので、これはこれでしっかりと重点的に議論する場というのを設定していただいてやったほうが良いのかなと

思います。全体としてこれがというのが余りあるわけではないですが、個別に見ていくと、大きくは収益付帯のときのその融合していたときに出てくるVFMの算出の問題、それからリスク分担の仕方、具体的にヒットしたときにどういうふうに対処していくのかということなどが、特に重要になってくるかと思っております。

○根本座長 独立採算で施設規模を誰がどのように決めるのかが一番大きい問題であるというのは、それはリスクの話でしょうか。

○L 専門委員 リスクのところもそうですし、VFMのところも定量的な評価というのをどうするかということもあるのですが、T 専門委員のペーパーなどにも書いてあったのですが、公共施設としてつくる以上、何らかの基本構想とかがあって、恐らく公共側で設定している施設規模とか採算計画というのがあるのだろうということと、当然、全く独立採算ではなくて、何らかの公的負担が入った上での独立採算であるだろうということを前提とすると、全くVFMを定量的に評価しないということは特に地方公共団体ではあり得ないと思います。そうすると、PSCを独立採算事業でどう考えていくのかということも検討課題になるのではないかと思っております。そのときに、施設の規模とか、採算がどのぐらいのレベルでいく見込みを立てるのかということころは検討課題になってくるのかと思っております。

○根本座長 N 専門委員、続けてお願いします。

○N 専門委員 私の関心はリスク分担のほうなのですが、今、仙台空港で基本スキーム案というのが出ていまして、マーケットサウンディングということで私も意見を出そうと思っております。幾つか空港特有のということもあるのですが、これがコンセッションの最初の型として出てくると思います。国交省がやってらっしゃるところはあるのですが、こちらのリスク分担の考え方としても、空港に限らずコンセッション一般論としてどう考えるべきか、というのはリスク分担のあり方として一つ出したほうがいいかと思っております。

先ほど、V 専門委員からもお話がありましたように、これで本当にファイナンスできるのかなという、気がかりなスキーム案を出されておられて、その中途終了した場合の既払いの運営権対価を返すのか返さないのかという問題があります。返さないということに現在のスキーム案ではなっているようですが、それだと恐らくファイナンスできないのではないかという気がします。それが一般化するのも怖いというところがあり、こちらのワーキンググループで、一般のコンセッションとしてはどうあるのが一つの型なのかというのを試してみるのはいかがでしょうかと思います。具体的に今のところ空港しかないので、空港を例にして考えていくのがよいのではないかと思います。○根本座長 仙台空港の中途での場合の日払いをしないということのお話をもう少し御説明いただけますか。

○N 専門委員 例えば政府の帰責事項あるいは不可抗力で5年目に事業をやめますとなった場合、例えば30年の事業期間を持っていて、30年分の運営権対価を最初に一括払いしたと仮定すると、5年で終わってしまった場合には残り25年あるわけなのですが、会計

PT の中間報告では返すという前提で報告が出ていたと思うのです。それをこの間出たスキーム案では、出たもの自体からははっきりは読み取れないのですが、航空局の方にお聞きしたら、返さないということを前提にしているようにも感じられました。

ただ、公共施設等運営権のガイドラインのほうでは、中途終了した場合には逸失利益を払うという記載になっているので、では、その逸失利益と残存期間分の運営権対価を返す、返さないとか、どういう関係になっているのか明確でないところもあり、明確化したほうがいいのではないかという趣旨です。

○根本座長 事務局は何かコメントありますか。

○山田企画官 今はまだマーケットサウンディングの段階で、確たることは申し上げられない状況ですが、場合によってはそういったところも実例を参考にしながら、ケーススタディーにして議論を深めていくこともあり得るかと思っております。

○井上参事官 航空局は当然うちのガイドラインも踏まえて、まとめの段階で相談しながらまとめています。彼らの案に対して、そういう案をつくるなど当室は言えないので、そうした案で今マーケット参入しているのだと思います。

まさに、そのときにマーケットとしていろいろ声を上げて言うのが一番というか、それがまず必要なかとは思いますが。当室はガイドライン上、返還を強制する立場にはないので、事業者が絡んでしまうかもしれませんが、マーケットとの対話を通じてスキームを固めていくということになろうかと思っております。

国土交通省の航空局には、こういう皆様の議論を伝えることはしたいと思っております。

○根本座長 U 専門委員、お願いします。

○U 専門委員 どうしても公共事業の場合ですと、先ほど F 委員のお話にもありましたように、国債を刷ればお金は出てきてしまうのでコストオーバーランが生じやすいと思われれます。その観点から、PFI を推進することによって、コストオーバーランを抑制できるという観点が一つ VFM のところであるのかなと思っております。

議論の対象は実際に事業を PFI でやったときの、あくまで評価としての VFM の今後のコンセッション等を想定したときのあり方というような観点ということでしょうか。

○山田企画官 実はそれも含まれていますが、もっと幅広でもいいのかとも思っています。と申しますのは、PFI 案件として成り立つかどうかということを見るための指標にもなり得るかもしれないですし、あるいはその期間を通してのチェックとかモニターとか、そういった道具にもなり得るかもしれないと思っております。ですので、VFM の使い道についても議論の余地はあるかと、そのように考えています。

○U 専門委員 あるいは、公共サイドがこれを PFI ないしはコンセッションとして進めるかどうかの期待値を判断する材料的なものとして VFM について検討すれば宜しいのでしょうか。

○山田企画官　そうですね。そうなり得るかもしれないですし、あるいは投資家の立場あるいは事業をするプレーヤーの立場から言っても、この事業に手を出すか首を突っ込むかどうかを判断するための道具としても役目はあるかもしれないかと思います。

○U 専門委員　なるほど。事業者選定に限らずということですか。

実際に表面化している案件などで御検討されている民間の事業者、あるいは公共機関と会話していると、特に公共機関は債務が一括で償還できるのかどうかとう点にむしろ関心が強くて、それがネックになっている気がしています。その観点で考えたときに、一括で償還できなくても従来型公共事業とコンセッションのどちらが債務償還に資するのかという点は、何となく今のマーケットを見ていると感じる一つ論点かと思っています。

リスクについては、収益施設併用型の事業の場合に、リスクをどこまで遮断すべきかという点で、どうリスクを管理していくかということと言うと、民間の創意工夫の余地が大きくある分野だと思います。SPC は必ず1つにするべきだという様な、何か制約を設け過ぎることがかえって民間の創意工夫の余地を削ぐのではないかと思っています。そういう意味ではリスク管理のあり方については、どこまで制約を加えるのかといった論点はあるかと思っています。

以上です。

○根本座長　2番目の論点はどういうことでしょうか。債務を一括償還できるというのは、誰が誰に対する債務のことでしょうか。

○U 専門委員　コンセッションフィーによってその事業に付随して公共が負っている債務を一括で償還できないと、公共に債務が残ってしまうので、そこについてはPFIを推進することに関して公共サイドとして躊躇してしまうという論点です。

○根本座長　既存の、例えば下水道事業の場合、下水道債がついているので、コンセッションで売ったら企業債が全部返せるかと、そういう話ですか。

○U 専門委員　そうです。恐らく閑空で言うと1兆2千億全部償還できるのか、できなければまかりならぬという様な話があるとすると、そもそも案件が成り立たないでしょう。ただ、一定の償還ができると、このまま事業を公共機関で続けていくよりも債務償還に資するというような判断があれば進めるというような、そういうバリエーションの仕方があっても良いかと思っています。

○根本座長　わかりました。

S 専門委員、どうぞ。

○S 専門委員　具体例でないとなかなかイメージが湧かないものですから、ぜひ仙台空港などスペシフィックなものを、事例になっているようなものを出していただいて、それについてVFMというよりもむしろリスクのほうが大きいと思うのですが、1個ずつチェックさせていただいたほうがぴんとくると思います。抽象的ですが、ケースによってリスクというのが違うでしょうし、VFMも違ってくるのですが、共通項はあるとは思うのです。特に空港の場合は、事業者がどうこうしてどうにかなることではない部分が非常に大きく、

要するに空港自ら集客するわけでもないですから、航空会社が乗り入れて来なければ併設の事業をやったところで儲からないわけです。

ですから、そういう意味では非常にリスクを双方抱えると思うので、その事業者が空港に、例えば仙台空港のコンセッションで私やりますと手を挙げるときに判断する資料というのは難しく、需要予測とかいろいろなものがあると思いますが、正確に当てることは困難だと思います。例えば5年で事業から引いてしまうというときに、事前予測は違うではないかとなったとき、どちらがどういうふうに責任とるのかということも考えたりします。

空港の場合は様々なリスクが出てくると思うし、しかも空港側も事業者、公的機関なども、それぞれ自分たちではどうにもならない部分が非常にあるので、具体的にそれを一個ずつ見ながら考えさせていただけると、わかりやすいのですが。

○根本座長 わかりました。

○S 専門委員 リスクというのは、情報のリスクですね。

○根本座長 これはリスク分担といみじくも書いてあるのですが、分担の前にリスク自体の大小があると。

○S 専門委員 まずはリスクの大小です。

○根本座長 それから、管理可能性が多分あって、グローバルに回っているような空港とか港湾というのは官と民だけで分担してもそれ以外のところはどうか。リスクに関しては何かその辺の分類もしないといけないと思います。

○S 専門委員 まずは分担の前にリスクが何かということですね。

○根本座長 それは類型ごとに、ケーススタディーとして空港をやるというのはいいのだけれども、空港で全てがわかるわけでもないとする、大体どんな分類が想定されていて、上下水道と空港は多分全く違うと思いますが、幾つか比較的サービス購入型に近いものから、全くリスクが大きすぎて通常はとれないようなものまで幅広いわけですね。その辺のどの議論をしているのかということのもちょっと考えないといけないのと、あるいはそれによって少しガイドライン的な部分も違いが出てくるのですね。今まではリスク一通りだったので、官がとればいいというそれだけのことだったのかもしれないけれども、これからそうではないとすると、ちょっときめ細かくつくらないといけないというようなのは、とりあえずの話でしょうか。

では、今、出されたような比較的大きめの議論を先にしていきたいと思います。私の個人的な意見を先に出させていただくと、VFM はまず要らないと思っています。何に使われているのだろうかということが非常に判然としないという、制度にそう書いてあるからやっているふりをしているだけで、実際ほとんどそれは見ていないということですね。

事前の VFM と事後の VFM があって、事後の VFM は政策評価の話なので、確かに何らかを計算しないとけないのだけれども、VFM という式があらかじめ提示される必要はなくて、一般の事業でも事業評価をやっていますから、それと同じようにこの事業はよかったのか悪かったのかというのを計測することは可能です。その事業評価のときに使うような指標

を民間に提案してもらって、それを KPI としてガバナンスをすればいいだけの話なので、そもそも VFM は多分要らないと思います。

事前の計測というのは今やっているわけですが、これはもっと必要なく、PFI になるかどうかわからないから、なる可能性があることを調べるという名目になっていますが、それは VFM があっても民間が手を挙げなければならないだけの話なので、実際の入札のときに応札があるかどうかで全て決まるわけなので、事前に計算する意味はないと思うのです。現実には、一般の公共事業でも応募がなくて不調になっている案件がいっぱい出てきているわけですが、本当ならそれも可能性調査をやらないといけないのだけれども、そちらでは一切やっていないわけです。

ということなので、なぜ PFI だけ VFM を求めるのかという、ちょっと原点に立ち帰って考えないといけなくて、公共事業も指定管理者も委託も通常の PRE なんかも全然やっていないのになぜここだけやらせるのか。ものすごく負担感があって、大きな付加価値が出るのであればいいのですが、余り付加価値もないというふうに思っているのもう私はゼロにするというのが基本的な考え方だと思っています。一つの意見です。

それから、リスクに関して言うと、リスクはゼロには当然できないので、リスクはきめ細かく考えないといけないので、少し先ほどのマトリックスを、リスクに関して言うともうちょっときめ細かく分類できると思うので、リスクに関しては精度を細かくして議論していくということをして、その上でまとめられるものをまとめていくという考え方だろうと思っています。

ということで、それぞれお互いに意見を聞き合った段階で議論をしていただいて、新たな論点とか、こういうふうに変えたほうがいいのではないかとか、そういう意見があったら御自由にどうぞ、お出しください。

○L 専門委員 今、VFM のお話がありましたが、簡易化ワーキンググループでも、VFM の負担をどう下げるかという話が大きな論点の 1 つになるだろうと思っています。

御指摘のとおり、VFM というのは非常に形骸化しつつ、数字を出すとその説明責任というのは非常に現場では厳しいものがあるので、そこで御苦労されている地方公共団体はものすごく多いのは事実だと思っておる一方で、その VFM というのが、非常に矛盾しているのです。、国と地方公共団体で少し違うと思うのですが、地方公共団体では、安くなるから PFI をやりますという、原則 PFI です。それができない場合に限って従来方式でやりますという順番ではなくて、あくまでも PFI だったら VFM が出るのでやりますという、従来型の話になると思うのですが、そういうような流れで議会等関係者に説明をしているのが実態で、それは決して VFM のガイドラインがあって VFM を算出しなければいけないからでは必ずしもないのかなというふうに、地方公共団体とおつき合いしていると感じているところでございます。

その現在価値化のような話は、私の知っている範囲では余り重要視されていなくて、地方公共団体の場合にはあくまでも財政負担が本当に一番最小化できる方法を採用したいと

ということなのかと思います。

もし VFM について大きく位置づけを変えらるとなると、PFI の位置づけ、従来方式と PFI の位置づけを変えた上で、VFM は要らないみたいな話にしていく必要があるのかなというように、VFM ガイドラインを使って地方公共団体が VFM を計算しているわけでもない、なくなっても実質的な支障はないかとも思うのですが、一方で時々 VFM のガイドラインにこう書いてあるからこういうふうに計算しましたと言って説明している地方公共団体もないことはない、地方公共団体の現場感覚なども少し考慮しながら、今後の VFM の意思決定の上での位置づけを整理していったらいいかと思います。

個人的には、VFM は非常に形骸化していて、説明上は VFM が出るから PFI でやりますと言っているのですが、意思決定に VFM は使われていないので、多分必要ないと思います。あくまで説明として使っている実態を考えたときに、どういうふうにしてあげるのが一番推進に資するののかというところは、議論していく必要があるかなと思っております。

○根本座長 C 委員、どうぞ。

○C 委員 私も政策評価でこういう議論をすることがあるのですが、政策評価は事前の評価と事後の評価があって、事前の評価において費用対効果がどうかということを考えるときに、1つの基準として経済学とは少し違う意味での効率性という考え方があり、同じ効果を出すなら費用が安いほうがいいという議論です。

多分 VFM は教科書的には、もし PFI でやるとしたら同じ効果に対してこれくらい本当は安くというのを見せるのだと思うのですが、その辺が多分うまくコントロールできていないのだと思うのです。ただ、いずれにせよ事前に事業を行うかどうか、それからどういう形態で行うかという意思決定をするときに、やはり何らかの費用対効果を知っておかないと、やみくもに PFI をやってもいいわけでもないし、逆にやみくもにやらないわけでもないです。ただ、うまく頭の中で整理できていないとか、地方公共団体に話を聞くと余り整理できていないと思うのは、いずれやることを前提に、やるとしたら PFI でやればお安いなら PFI でやると、もしそうでなければどのみち従来型で、となっていることです。

本来やるべきではない事業をやっているケースもあり、PFI の VFM がないから従来型がいいというのもおかしい話で、従来型でさえやってはいけない事業はたくさんあるわけです。話を聞いていると、とりあえずやることを前提にどちらでやりますかという議論が多くて、本来もうちょっと事業自体、特にこれから更新投資の話もありますので、事前の観点からするとやるかやらないかという基準というのがあって、その一つとして、もしやる時に PFI でやると効率性がこれから高まるという意味、そういう判断基準になるのかなという気がするのですが。

○根本座長 ほかにいかがでしょうか。

VFM は今のような論点があるので、今までどおりでいいとは多分皆様思っていないと思います。使うとすれば本当に実効性があるなり、PFI が促進できるような形で位置づけは変えるということだろうと思います。全くないから余り変えないの中間のどこかになるの

かもしれませんが、そういう方向でこれから議論をしていくということだろうと思います。
○S 専門委員 VFMを出して、ある事業者がこれだと結構効率よさそうだということでコンセッションなり何なりでこの事業をやって、やってみたら全然違うじゃないとなった場合、誰がこんなことを言ったのかみたいなことになる可能性もありますよね。そういった場合、その情報を出したところと受けたところとの責任関係とか、そういうのは問題になるのでしょうか。

例えば、空港の需要予測を算出し、これは議会などでそういうものが必要だと思うのですが、それをもとに事業計画をたて、それが違ってしまった場合、どこに責任とか、そういうことはどうなのですか。

○根本座長 事業計画を前提に契約をしていて、コンセッションなり独立採算の場合はその変動のリスクというのはPFI事業者が負うので、責任という意味では経済的な責任は当然PFI事業者が負います。だからそれはVFMの問題ではなくて、契約内容の問題になります。

○S 専門委員 例えばそのときに撤退したい、無理だと、これでは仕事にならないといったときに、交渉のときに反映されるのですか。全くそれは無関係で、ちゃんと検証していないほうが悪いと、契約書に書いてあるでしょうということでの終わりなのですか。

○根本座長 基本的には後者です。ただ、それが不可抗力だとか、あるいは政府の側にも原因があったりすれば調整はするので、いずれにしてもそうなったときにはVFMはもう関係なくて、いかに提案を評価するかです。それから、契約をガバナンスするか、そのときの客観的な指標が何であるかということを考えたときにはVFMはほとんど役に立っていませんね。その辺は整理をこれからしていきたいと思いますが、リスクのほうに関しては追加的な御意見はありますか。先ほどのリスクそのものと分担と、レイヤーが幾つかあるというのはそのとおりだと思うのですが。

皆さんやっていて、空港が一番リスクが大きいという感じですか。

○S 専門委員 エアラインビジネスというのは、非常にリスクが大きいと思います。

○根本座長 どうでしょうか、そこをケーススタディーにとってしまうと何か問題がありますか。

○S 専門委員 バイアスがかかりすぎてしまうかもしれないです。

○根本座長 全体からずれてしまうかもしれませんね。

○S 専門委員 ただ、悪い前提を見ておくと楽というものもあります。

○根本座長 類型ごとに考えないといけないのですが、3番目の類型に関してはどうですか。公的不動産の話というのはVFMもリスクも両方ですけど、今まで余り出てきていないような気がします。皆さんどうでしょうか。

○L 専門委員 最初に議論の前提の確認ですが、一応、公的不動産有効活用のPPPというもの、例えばこのガイドラインの中にその議論した内容が反映されるということでのいいのでしょうか。

つまり、一応 PFI 事業のガイドラインということになっているのかと思っていましたので。個人的には当然公的不動産の有効活用についても、何らかの推進するための方向性というのも打ち出せていけたらいいなと思っておるのですが、アウトプットがもしこの PFI 事業のガイドラインとなったときに、この公的不動産の中身というのはどんなふうに位置づけられていくのかと思ひまして。

○根本座長 それは事務局がどうお考えかわかりませんが、そういうのを除外している場合ではないと思ひます。

○L 専門委員 わかりました。

○根本座長 少なくとも、アクションプランの数値目標を出している以上、計測しないといけません。その計測の作業というのは、まさに VFM の作業であつたりリスクの作業であつたりすると思うので、その限りにおいては何らかのそれに近いことをやらないといけません。御案内のとおり全く違ふ話なので、PFI だから、PFI でないからではなくて、事業のたてつけが全然違ふから同じようには全然ならないでしょう。

○L 専門委員 そうかなと思ひておりました。PFI で物事を組み立てていくときの枠組みと、実際の PRE 的な事業の組み立て方、検討のステップが大分違ふのかというようなところもあり、何となくそう思つたのです。おっしゃるとおり VFM は検討をほとんどしていないと思ひますし、PRE 的な事業ではということですが、基本的には民間が有効活用してくれて、投資してくれて、そこに必要な公的機能が入る、これは公共が自前で一からつくるよりは絶対安いだらうという暗黙の了解が多分あつて、VFM はきっと省略しているのだらうなと思ひますのと、リスクもかなり民間側に寄つた形になっているのかなと思ひていたのですが。この辺も少し実態とか、どんな事業を想定していくのかということをし少し見ていったほうがいいのかもしいかなと思ひます。東京都はたくさんやられていると思ひますので。

要するに、公共施設整備を伴うものと、完全な跡地活用だけみたいなのと両方あると思ひます。

○根本座長 そうですね。

○L 専門委員 それによつても大分雰囲気は違ふのではないかと思ひます。

○根本座長 全然違ふものなのだけれども、アクションプランの中に一緒に並んでいるということですね。

○L 専門委員 おっしゃるとおりです。

○根本座長 というのは、苦肉の策で並べたわけでは決してなくて、恐らく民間の知恵というのは、そういう役所の縦割りのものではなくて、いろいろなパターンであり得るのではないかと思ひます。

横浜市は日産自動車を誘致するときに、従業員を千人雇うわけですけれども、補助金の効果としてやるので、千人を公務員として雇つたら幾らかかるかみたいなものを PSC にして。高額になるので補助金を出しても実際には人件費を織り込まなくても、固定資産税だけで 3.5 年ぐらいで回収できるのです。だから、それは VFM ではないけれども、そうい

う場合は投資回収ということで。

○L 専門委員 完全に費用対効果ですね。

○根本座長 そうですね、投資勘定です。だから、VFM と言ってしまうと何か狭い概念だけど、投資なり、あるいは事業者選定の合理的な基準を客観的に示せるような考え方を、この際しっかりともう一度議論しましょうということだと思えますね。それは必ずしも数字でなければいけないことはないですね。定性的な VFM でもいいことになっていると思います。

では、ほかにどうでしょうか。

事務局のほうからも、何か議論しておいてほしいというものがあればどうぞ。

○山田企画官 今回の段階で特に申し上げることはないのですが、ただ、先ほど根本座長からも今までの先入観をなくというような御発言をいただきましたが、まさにそのとおりでして、まずは、広めに議論をしてみて、その中から掘り下げていくべきところを見つけていくのかなと、そんなふうに思っております。

○L 専門委員からも、先ほどその公的不動産について御意見いただきましたけれども、まさにその部分もガイドラインに当てはめてみると、確かに取り扱いに苦慮する部分でございまして、議論の対象には最初の段階で幅広に入れていただけるとありがたいなど、そんなふうに思っているところでございます。

○根本座長 公的不動産の事業費はどう計測するか、何か議論をしているのですか。

○山田企画官 実はこれもまた別の場面で事務局としても議論すべきかなと思っております。その議論の過程だとか何らかの成果についても必要に応じてこういった場にはお目につけられればと思っております。何分今の段階ではまだ何もお目につけられるものがない状況です。

○根本座長 アクションプランで事業費と書いてあり、VFM と書いていません。

○山田企画官 そうなのですが、まずその事業費をどう積み上げるのかといったところが一義として求められるのかなと思っております。その応用問題として、では VFM に着目したらどうなのかということも、そこは議論の余地はあり得るかと思っております。

○根本座長 それは、公共がその土地を同じように使ったらというのを PSC で考えるというイメージですか。

○山田企画官 であるか、あるいは遊ばせておいたときの機会費用に着目したらどうなるのかとか、あるいは遊ばせておくのだけれども、そのままにしておくとか草ぼうぼうになってしまうので、何らかの成本がかかり、その部分を発射台としてマイナスしておくとか、議論の仕方はいろいろあるのかと思っております。まだ何か確たるものを我々も持ち合わせているところではないという状況です。

○C 委員 暴論になるのかもしれませんが、逆に売却したらこれくらいの利益があるというのもベンチマークになり得ます。もちろん売れない資産もあるでしょうが、土地であれば原則売れるわけです。

○山田企画官 おっしゃるとおりだと思います。それも選択肢としてはあります。

○S 専門委員 ある事業で VFM が非常にいいというデータとしても、これをやることによってこちらが悪くなるというケースはどうでしょう。こういうことは考えなくてもいいということですか。

○山田企画官 それも広い意味ではあり得ると思います。特に我々の論点のたたき台でもお示ししましたが、本体事業と付帯事業の相乗効果と言いましたが、ひょっとしたらその事業間の相乗効果の中に正のものと負のものがあり得るかもしれないです。そこはおっしゃるとおりだと思います。

○V 専門委員 VFM の話を余りするつもりはないのですが、VFM に意味があるというのは、官が本来やっていた公共サービスを民が代わってやるということで、内容的に比較できるようなものときに初めて VFM を議論する価値があるのであって、民が勝手にやるものを後づけで VFM とかパブリックセクターコンパラターとか、そういうものを無理やりつけて比較することに余り意味がないのではないかと思います。

ここにアクションプランで 1～4 と振ってありますが、多少は VFM 的に比較できるものがあるとしても、大きな目で見るとほとんどは民間事業を導入しようと言っていますので、余り PSC だとか VFM にこだわっていてもしょうがないのではないかと思います。

例えば公的不動産の有効活用と言って、公共が公的不動産を使ってマンション事業をやることを想定して比較しても意味がないです。成功すればこれだけ価値があるけれども、そもそも公的な機関がそのようなリスクをとってやるものではないです。だから、そういう意味ではかなり大きくりの議論をまず行った上で、それで精緻な議論はこの当てはまる場所にやっていただいた方がいいのではないかと思います。

せっかくこういうアクションプランが出て、これは言ってみれば政治的アジェンダみたいなものなので、これを推し進めるための推進策みたいなことをこういうワーキンググループで議論して、それが本委員会で認められるかどうかわかりませんが、そういう議論をしたほうが建設的ではないのかという気はします。

○根本座長 ほかに何かありますか。

○C 委員 (2) と (3) にかかわる話だと、地方公共団体が大きく多分 PFI をやるときにはその事業主体になるのだと思うのですが、幾ら国がかけ声をかけ、旗を振っても地方公共団体が動かなければ話にならないわけなので、地方公共団体がやりやすいような、例えば PFI 事業との類型が本当はどんなものがあるのかとか、リスク分担にしても比較的的地方公共団体としてやりやすいのは一体どんなところにあるのかとか、彼らが気にしているのは何なのかというのを考えてみる必要はあるのかなと思いますが。

第3セクターの二の舞はさすがにごめんだらうということであれば、例えば先ほどまかりなりにもリスクは多少あるとすると、このリスクの部分は多分、今、財政健全化指数とかをかなり総務省がやっていますけれども、ああいったところにどんなふうにして反映させていくのかとか、そういったところも考えていかないと、地方公共団体として乗りにく

いのかなという気がするのです。

○L 専門委員 今のところに関連して、どこまでそれを打ち出せるかわからないのですが、私も VFM 至上主義みたいな考え方でこのアクションプランは動かしてはいけないのだろうなという気はすごくして、民間の投資ももっと誘発して行って、それによって地域の活性化と言うとちょっと語弊がありますが、そういったものをしていこうというものです。それを地方公共団体がどういうふうに行っていくかと考えたときに、それこそ全然違う考え方というのはきっと必要になってくるのだろうと思います。

気がついたので、まさしく内閣府 PFI 推進室のホームページに、これまでの日本の PFI の紹介資料があるかと思うのですが、あの中に日本でこれだけ PFI 事業をやって財政負担がこれだけ削減できました、VFM 幾らですというのが結構大きく書いてあるのですが、多分もう、民間が行うとコストが下がって財政が浮くということ自体のメッセージを大きく変えていかないと、運営権とか収益付帯とか PPP 公的不動産活用だとか進まないで、そういうふうに事業費目標を捉えていくのかなという気が個人的にはしております。

VFM の目標ではなくて、ほぼ投資額の目標なのだろうということです。更新投資とかがされていないというのをもっとうまく民間の力を使ってやっていきたいと思います。そういうふうに見ていくと、何となく VFM を重視してはだめということになってくるのですが、それは多分地方公共団体の政策決定の場と少しずれがあるとは思いますが、何かメッセージを変えていく必要があるのではないかと、よく読めばわかるはずなのですが、余りそういうメッセージが届いてないかと思えます。

○根本座長 それは確かにそうです。

何か VFM にしても、もっと別の指標でもプロジェクトの限界的な部分だけに着目していて、そもそも根っこ自体が必要なのかとか、あるいは別にもっとあるのではないのかとか、小さくても率が高いけれど大きいものもあるよとか、何か計測の観点が違うのですね。これからやるというのは、次元が変わってくるのですね。

わかりました。今日いただいた御意見を事務局と相談して、マトリックスに落とすという作業をまずするのはいかがでしょうか。

その上で、特に VFM のほうはかなり大胆な変革をするということで、弊害を潰していくという方向は大胆にやり、役に立っているところは、別の形で救済をするというような考え方でいいですね。

リスクに関しては、カテゴリーを幾つか分けて論じたほうが多分いいかと思えますので、そこも少しカテゴリー分けの発想が、1、2、3 というよりは、ばらつきと大きい小さいとか、何かこういう、4つの象限に当てはめていったときに、このカテゴリーはこういう考え方、このカテゴリーはこういう考え方というふうに分類をできればいいなと思うので、その辺は実務でやっておられる方々がそんな分類を頭の中でいつもしておられるのではないかと思いますので、何かアイデアを出していただければいいと思います。

今後の進め方で、ゲストスピーカーの招致は必要ないかと思えます。というのは、ゲ

ストというのは基本的に PFI のエリアの中で生きている人たちなので、官でも民でもみんな過去にとらわれると思います。むしろ、そういう人たちのことも気にしながらもっと根本的なところから切っていくためには、余り現場の方の意見を聞き過ぎないことも必要かもしれません。

ただし、今日は地方公共団体の方がおられないので、地方公共団体が考えるゼロベースのものは何ですかと、こう書いてあってこのとおりにやれば議会で通しやすいからやっているみたいな、そういう次元ではなくて、地方公共団体の政策として本来こういうふうに行きたいと常々思っているというものを上手に引き出していただくという感じでしょうか。それについては何かルートはありますか。

○山田企画官 一旦持ち帰って検討するという形になりますが、根本座長がおっしゃるように、必ずしもスピーカーの招致という形でなくても可能かなと感じているところであります。

○根本座長 また日程調整など膨大になりそうですので、こちら側の問題意識をちょっとまとめた上で伝えて、御意見をペーパーで出していただくと、いろいろな方の意見を聞き、特定の方の意見に左右されなくていいかなと思います。

あとは、地方公共団体の方は、専門委員の方は都道府県政令市の方なので、小さいところ、ぎりぎり PFI できそうなものだけでもやっていないとか、その辺のところの意見を聞きたいという気はしますが、それはまた別途相談しましょう。

○山田企画官 ありがとうございます。

○根本座長 何かほかに進め方等でアイデアありますでしょうか。

では、事務局のほうでほかのワーキンググループの日程も含めて、スケジュールの話をしていただきます。

○山田企画官 今、日程について御報告できる状況ではございませんので、改めて日程調整の御相談を差し上げたいと思っております。その節は、よろしく願いいたします。

本日は以上でございます。

お忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございました。

○根本座長 ありがとうございました。

○山田企画官 以上をもちまして、本日のワーキンググループを終了させていただきます。どうもありがとうございました。